

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年12月9日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2400343 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (脱) 第 2400001 号

## 第 1 結論

請求期間のうち、昭和 32 年 8 月 1 日から昭和 34 年 6 月 21 日までの期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 26 年 1 月 6 日から昭和 34 年 6 月 21 日まで

〔 支給済期間 : ① 昭和 26 年 1 月 6 日から昭和 30 年 12 月 21 日まで  
② 昭和 32 年 8 月 1 日から昭和 34 年 6 月 21 日まで 〕

私は、A 社を退職の手続をせずは無責任な形で辞めたので、脱退手当金を請求しているはずがない。請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

支給済期間①について、当該期間に係る B 社における請求者の厚生年金保険被保険者台帳によると、同社における厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金については、昭和 32 年 4 月 1 日に支給されており、支給額に計算上の誤りはない。

また、支給済期間①に係る B 社の事業所別被保険者名簿に記載されている請求者の前後 30 人の女性被保険者のうち、同社を最終事業所とする脱退手当金の受給要件を満たした 25 人について調査したところ、18 人に支給記録が確認でき、そのうち 14 人について、資格喪失後 3 か月以内に支給決定されている上、請求者と同日の昭和 32 年 4 月 1 日に支給決定されている者が二人確認できることから、同社に係る脱退手当金については、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、請求者に聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情等を総合的に判断すると、請求者は、支給済期間①に係る脱

退手当金を受給していないものと認めることはできない。

一方、支給済期間②について、オンライン記録によると、請求者の脱退手当金は、支給済期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間を合算した 81 か月をその支給の対象とし、請求者の A 社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 34 年 11 月 12 日に支給決定されたことになっている。

しかしながら、上述のとおり、支給済期間①における厚生年金保険被保険者期間（59 か月）に係る脱退手当金については、既に昭和 32 年 4 月 1 日に支給されていることが確認できることから、昭和 34 年 11 月に当該期間を脱退手当金の計算の基礎として支給することは考え難い。

また、請求期間当時の脱退手当金の支給要件は、被保険者期間が 24 か月以上とされていたところ、支給済期間②に係る A 社における請求者の厚生年金保険被保険者期間は 22 か月であることから、請求者は、同社のみでは脱退手当金の支給要件を満たしていない。

さらに、A 社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示は確認できない上、請求者の請求期間に係る脱退手当金の支給額は、法定支給額と相違しており、支給済期間①及び②の合算額がその支給対象となっているとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情等を総合的に判断すると、請求者は、支給済期間②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2400344 号  
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（国）第 2400036 号

## 第 1 結論

平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男  
基礎年金番号 ；  
生 年 月 日 ； 昭和 40 年生  
住 所 ；

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで

私は、平成 15 年 12 月に会社を退職して自営業を始めた時から国民年金保険料を納付しており、請求期間当時は納付が遅れていたが、職場又は自宅付近のコンビニエンスストアにおいて毎月納付していた。また、国民年金保険料をまとめて納付した記憶もあるので、調査の上、請求期間を納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を職場又は自宅付近のコンビニエンスストアにおいて遅れながらも毎月納付した旨主張しているところ、オンライン記録によると、平成 15 年 12 月分の国民年金保険料を平成 16 年 7 月 5 日に納付した以降、遅れながらも国民年金保険料を納付していることが確認できる。

しかしながら、請求期間直前の平成 27 年 3 月分の国民年金保険料を平成 28 年 11 月 27 日に納付し、同年 12 月 29 日に納付している国民年金保険料は、請求期間直後の平成 28 年 4 月分であることから、請求者の主張と相違する。

また、請求者の住所地を管轄する税務署から提出された請求者に係る「所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B」（平成 28 年分及び平成 29 年分）、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（平成 28 年 10 月 1 日証明分及び平成 29 年 10 月 3 日証明分）及び「納付書・領収（納付受託）証書」（平成 27 年 1 月分、同年 2 月分、同年 3 月分、平成 29 年 2 月分、同年 3 月分及び同年 4 月分）からは、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したことを確認できない。

さらに、日本年金機構から提出された国民年金保険料の納付受託取扱要領によると、厚生労働大臣が納付受託者として指定したコンビニエンスストア店舗にて読み込ませたバーコード情報記載の領収（納付受託）済通知書は当該コンビニエンスストア本部で保管すること、及び

領収（納付受託）済通知書は3年を経過する年度末まで保存する旨定められていることから、請求期間に係る領収（納付受託）済通知書は、保存期間経過により確認できない。

加えて、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期である上、平成14年4月以降は国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。